

報道関係者 各位

令和7年12月19日

【照会先】

宮崎労働局

職業安定部 職業対策課

課長 橋本 智晴

課長補佐 満木 節子

高齢者対策担当官 柳田 亮二

(電話) 0985-38-8824

令和7年「高年齢者雇用状況等報告」(宮崎県分)集計結果

【70歳までの高年齢者就業確保措置実施企業の割合39.0% 前年より3.7ポイント増加】

宮崎労働局（局長：吉越 正幸）では、このほど宮崎県内における65歳までの「高年齢者雇用確保措置」、及び70歳までの「高年齢者就業確保措置」（2ページ注）を参照）の実施状況などを集計した、令和7年「高年齢者雇用状況等報告」（令和7年6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業2,209社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和7年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

【集計結果の主なポイント】 ※以下、() % は集計項目のうち、全体に占める割合

※以下、[] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(7ページ表1、8ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は2,208社(99.9%) [変動なし]

・中小企業では99.9% [変動なし]、大企業では100.0% [変動なし]

・高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、

「継続雇用制度の導入」により実施している企業が1,283社(58.1%) [3.8ポイント減少]、

「定年の引上げ」により実施している企業は838社(38.0%) [3.8ポイント増加]

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (9ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は862社(39.0%) [3.7ポイント増加]

・中小企業では829社(39.0%) [3.8ポイント増加]

・大企業では33社(39.3%) [2.5ポイント増加]

III 企業における定年制の状況（10ページ表5）

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は925社（41.9%）[3.9ポイント増加]

※ この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

※ <集計対象>常時雇用する労働者が21人以上の企業2,209社

【内訳】 中小企業（21～300人規模）：2,125社

・中小企業のうち21～30人規模：604社

・中小企業のうち31～300人規模：1,521社

大企業（301人以上規模）：84社

※ 詳細は、3ページ以降をご参照ください。

注)【高年齢者雇用状況等報告について】

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高齢法」といいます。）では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」（高年齢者雇用確保措置）のいずれかの措置を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」（高年齢者就業確保措置）という雇用以外の措置のいずれかの措置を講じるよう努めることを義務付けています。

【労働局のコメント】

宮崎県では、高齢法に基づく65歳までの高年齢者雇用確保措置は、ほぼ全ての集計対象企業で講じられています。

さらに、高齢法に基づく70歳までの高年齢者就業確保措置実施企業は39.0%（全国割合34.8%）と、総じて全国的な割合を上回っており、生涯現役社会の実現に向け着実に前進しています。

なお、宮崎労働局、県内ハローワークでは、令和3年4月1日より高齢法の一部改正（70歳までの就業機会の確保措置を講ずる努力義務が新設）が施行されていることを踏まえ、高年齢者就業確保措置を導入する企業の更なる拡大を目指す取組など、今後とも生涯現役で働くことのできる社会の実現のための施策を推進いたします。

また、義務となっている65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、宮崎労働局、各ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施してまいります。

1 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況（7ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業（2,208社）は、報告した企業全体の99.9%〔変動なし〕で、中小企業では99.9%^{注2}〔変動なし〕、大企業では100%〔変動なし〕であった。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（8ページ表3-1）

雇用確保措置を実施済みの企業（2,208社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（87社）は3.9%〔0.1ポイント増加〕、定年の引上げ（838社）は38.0%〔3.8ポイント増加〕、継続雇用制度の導入（1,283社）は58.1%〔3.8ポイント減少〕であった。

注1 雇用確保措置

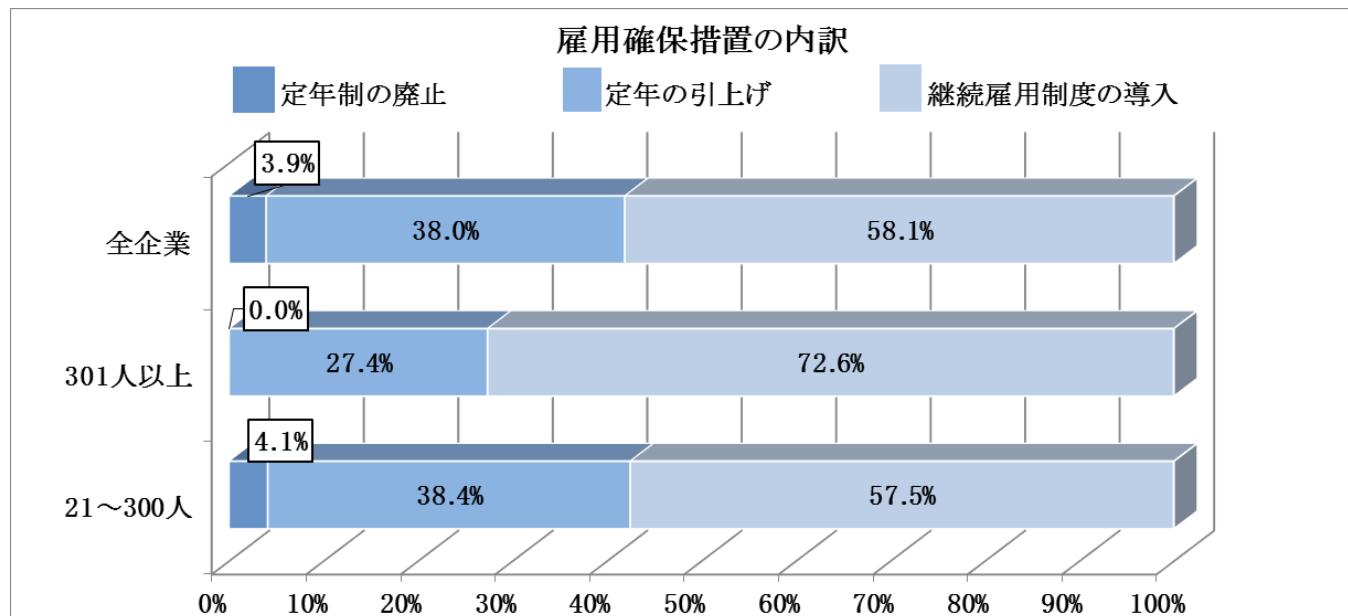
高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入*

* 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度であり、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」を対象としている。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた企業においては、当該基準を適用できる年齢を65歳まで段階的に引き上げる経過措置が令和7年3月31日まで適用されていた。本経過措置は令和7年3月31日をもって終了し、令和7年度からは、「希望者全員」の65歳までの雇用確保について全面的な義務付けがなされている。

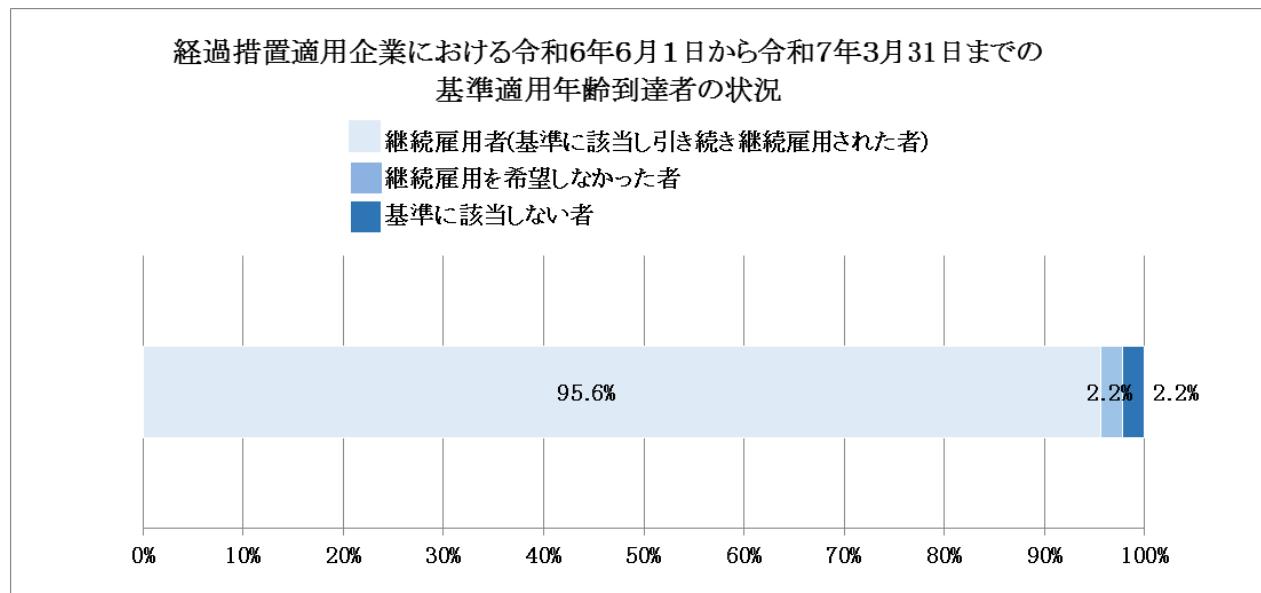
注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%となる数値については小数点第2位以下を切り上げ、100%となる数値については、小数点第2位以下を切り捨てとしている数値がある。



(参考)経過措置適用企業における令和6年6月1日から令和7年3月31日までの基準適用年齢到達者の状況（10ページ表6）

上記1(1)の注1に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準があった企業において、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに、基準を適用できる年齢(64歳)に到達した者(136人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は95.6% [0.7ポイント減少]、継続雇用の更新を希望しなかった者は2.2% [0.5ポイント減少]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は2.2% [1.3ポイント増加]であった。



2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（9ページ表4-1）

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置(以下「就業確保措置」^{注3}という。)を実施済みの企業(862社)は、報告した企業全体の39.0% [3.7ポイント増加]で、中小企業では39.0% [3.8ポイント増加]、大企業では39.3% [2.5ポイント増加]であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みの企業(862社)について措置内容別に見ると、報告した企業全体のうち、定年制の廃止(87社)は3.9% [0.1ポイント増加]、定年の引上げ(80社)は3.6% [0.4ポイント増加]、継続雇用制度の導入(693社)は31.4% [3.1ポイント増加]、創業支援等措置^{注4}の導入(2社)は0.1% [0.1ポイント増加]であった。

注3 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主又は65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げる措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業機会を確保するよう努めなければならない。

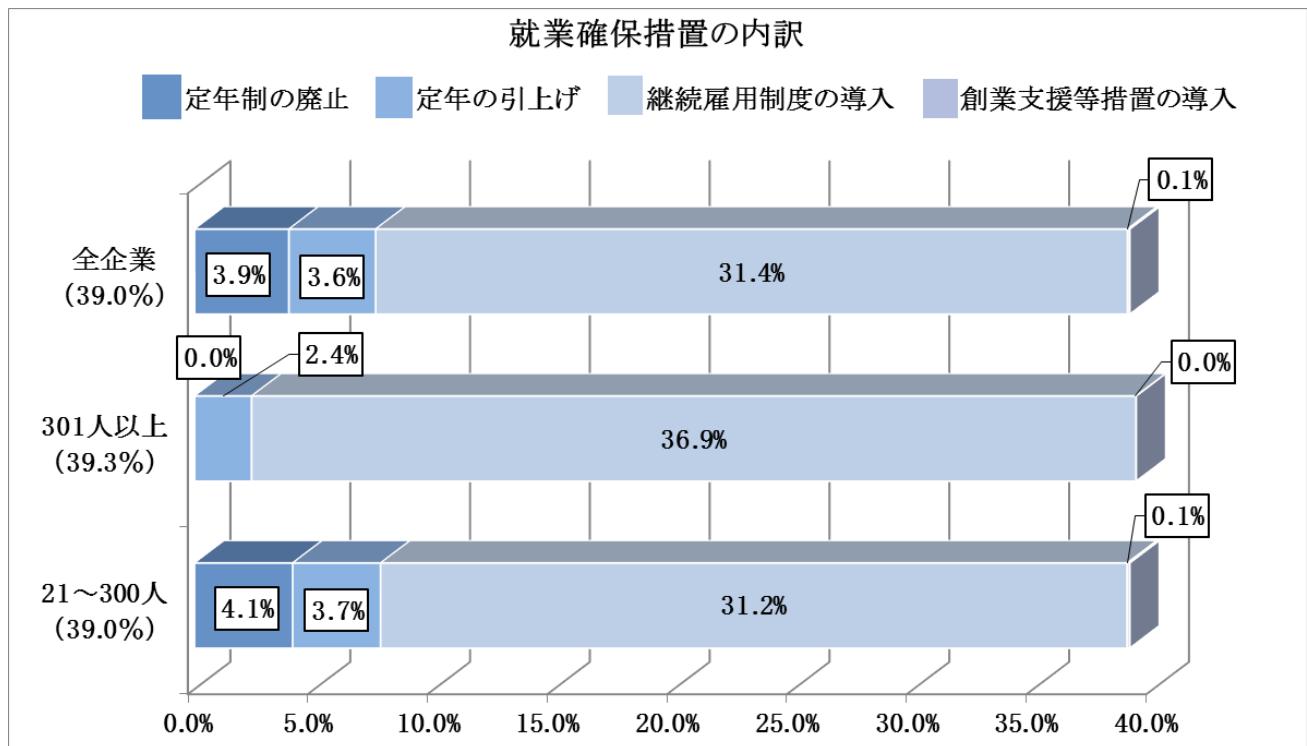
①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入(事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業)

注4 創業支援等措置

注3の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。

注5 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21～300人」及び「21～30人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。



3 企業における定年制の状況（10ページ表5）

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- ・ 定年制を廃止している企業（87社）は3.9% [0.1ポイント増加]
- ・ 定年を60歳とする企業（1,228社）は55.6% [4.0ポイント減少]
- ・ 定年を61～64歳とする企業（56社）は2.5% [0.1ポイント増加]
- ・ 定年を65歳とする企業（703社）は31.8% [3.2ポイント増加]
- ・ 定年を66～69歳とする企業（55社）は2.5% [変動なし]
- ・ 定年を70歳以上とする企業（80社）は3.6% [0.4ポイント増加]

企業における定年制の状況

■ 定年制の廃止 ■ 60歳定年 ■ 61～64歳定年 ■ 65歳定年 ■ 66～69歳定年 ■ 70歳以上定年

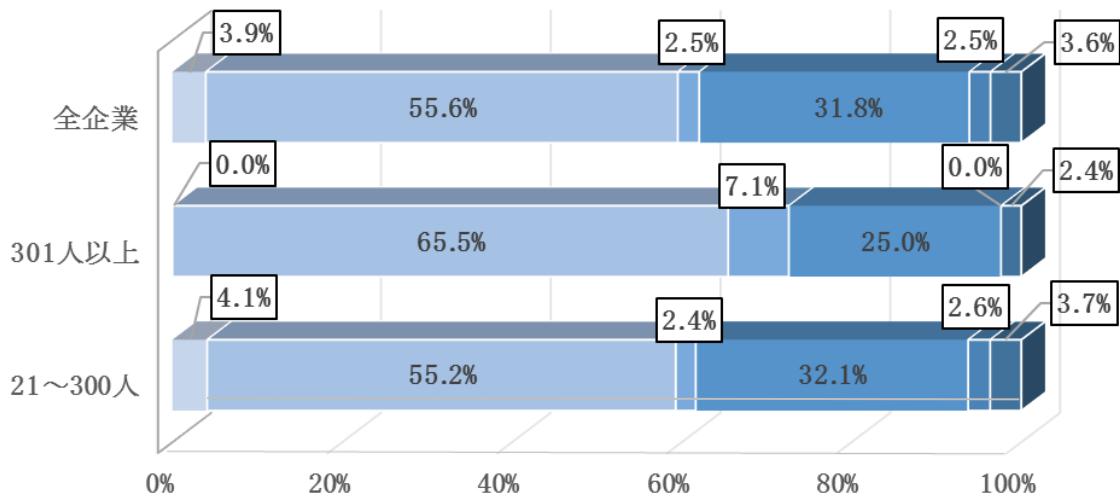


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

		①実施済み	②未実施	合計(①+②)	
21人以上 総計	2,208	(2,239)	1	(1)	2,209 (2,240)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	1,604	(1,622)	1	(0)	1,605 (1,622)
	99.9%	(100.0%)	0.1%	(0.0%)	100.0% (100.0%)
21～300人	2,124	(2,152)	1	(1)	2,125 (2,153)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0% (100.0%)
21～30人	604	(617)	0	(1)	604 (618)
	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.2%)	100.0% (100.0%)
31～300人	1,520	(1,535)	1	(0)	1,521 (1,535)
	99.9%	(100.0%)	0.1%	(0.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	84	(87)	0	(0)	84 (87)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の①について、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとし、②について、小数点第2位以下を四捨五入することで0%となる場合は、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規 模 別		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
		合計	99.9% (99.9%)	0.1% (0.1%)	0.1% (0.1%)
	21～30人	100.0% (99.8%)		0.0% (0.2%)	
	31～50人	100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)	
	51～100人	99.8% (100.0%)		0.2% (0.0%)	
	101～300人	100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)	
	301～500人	100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)	
	501～1,000人	100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)	
	1,001人以上	100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)	
産業別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
	合計	99.9% (99.9%)	99.9% (100.0%)	0.1% (0.1%)	0.1% (0.0%)
	農、林、漁業	98.7% (100.0%)	97.9% (100.0%)	1.3% (0.0%)	2.1% (0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	建設業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	製造業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	情報通信業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	運輸、郵便業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	卸売業、小売業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	金融業、保険業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	不動産業、物品販貸業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	教育、学習支援業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	医療、福祉	100.0% (99.8%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.2%)	0.0% (0.0%)
	複合サービス事業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	その他	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の①について、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとし、②について、小数点第2位以下を四捨五入することで0%となる場合は、小数点第2位以下を切り上げとしている。

※0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。

表3－1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	87 (86)	838 (766)	1,283 (1,387)	2,208 (2,239)
	3.9% (3.8%)	38.0% (34.2%)	58.1% (61.9%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	53 (52)	580 (537)	971 (1,033)	1,604 (1,622)
	3.3% (3.2%)	36.2% (33.1%)	60.5% (63.7%)	100.0% (100.0%)
21～300人	87 (86)	815 (746)	1,222 (1,320)	2,124 (2,152)
	4.1% (4.0%)	38.4% (34.7%)	57.5% (61.3%)	100.0% (100.0%)
21～30人	34 (34)	258 (229)	312 (354)	604 (617)
	5.6% (5.5%)	42.7% (37.1%)	51.7% (57.4%)	100.0% (100.0%)
31～300人	53 (52)	557 (517)	910 (966)	1,520 (1,535)
	3.5% (3.4%)	36.6% (33.7%)	59.9% (62.9%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	23 (20)	61 (67)	84 (87)
	0.0% (0.0%)	27.4% (23.0%)	72.6% (77.0%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※「合計」のうち企業数は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内部の積み上げが100%とならない場合がある。

表3－2 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業						合計 (①～⑦)
		② 自社、子会社等	③ 自社、関連会社等	④ 自社、子会社等、関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、関連会社等	⑦ 関連会社等	
21人以上 総計	1,237 (1,341)	17 (19)	13 (12)	11 (10)	4 (3)	1 (1)	0 (1)	46 (46) 1,283 (1,387)
	96.4% (96.7%)	1.3% (1.4%)	1.0% (0.9%)	0.9% (0.7%)	0.3% (0.2%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.1%)	3.6% (3.3%) 100.0% (100.0%)
31人以上 総計	933 (993)	13 (14)	11 (11)	9 (10)	4 (3)	1 (1)	0 (1)	38 (40) 971 (1,033)
	96.1% (96.1%)	1.3% (1.4%)	1.1% (1.1%)	0.9% (1.0%)	0.4% (0.3%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.1%)	3.9% (3.9%) 100.0% (100.0%)
21～300人	1,183 (1,284)	15 (16)	10 (10)	9 (6)	4 (3)	1 (1)	0 (0)	39 (36) 1,222 (1,320)
	96.8% (97.3%)	1.2% (1.2%)	0.8% (0.8%)	0.7% (0.5%)	0.3% (0.2%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)	3.2% (2.7%) 100.0% (100.0%)
21～30人	304 (348)	4 (5)	2 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (6) 312 (354)
	97.4% (98.3%)	1.3% (1.4%)	0.6% (0.3%)	0.6% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	2.6% (1.7%) 100.0% (100.0%)
31～300人	879 (936)	11 (11)	8 (9)	7 (6)	4 (3)	1 (1)	0 (0)	31 (30) 910 (966)
	96.6% (96.9%)	1.2% (1.1%)	0.9% (0.9%)	0.8% (0.6%)	0.4% (0.3%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)	3.4% (3.1%) 100.0% (100.0%)
301人以上	54 (57)	2 (3)	3 (2)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	7 (10) 61 (67)
	88.5% (85.1%)	3.3% (4.5%)	4.9% (3.0%)	3.3% (6.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (1.5%)	11.5% (14.9%) 100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※「合計」のうち企業数は、表3－1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内部の積み上げが100%とならない場合がある。

表4－1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

		①70歳までの就業確保措置実施済み				②未実施	合計 (①+②)
		定年制の廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入		
21人以上総計	862 (790)	87 (86)	80 (71)	693 (633)	2 (0)	1,347 (1,450)	2,209 (2,240)
	39.0% (35.3%)	3.9% (3.8%)	3.6% (3.2%)	31.4% (28.3%)	0.1% (0.0%)	61.0% (64.7%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	613 (564)	53 (52)	51 (46)	508 (466)	1 (0)	992 (1,058)	1,605 (1,622)
	38.2% (34.8%)	3.3% (3.2%)	3.2% (2.8%)	31.7% (28.7%)	0.1% (0.0%)	61.8% (65.2%)	100.0% (100.0%)
21～300人	829 (758)	87 (86)	78 (69)	662 (603)	2 (0)	1,296 (1,395)	2,125 (2,153)
	39.0% (35.2%)	4.1% (4.0%)	3.7% (3.2%)	31.2% (28.0%)	0.1% (0.0%)	61.0% (64.8%)	100.0% (100.0%)
21～30人	249 (226)	34 (34)	29 (25)	185 (167)	1 (0)	355 (392)	604 (618)
	41.2% (36.6%)	5.6% (5.5%)	4.8% (4.0%)	30.6% (27.0%)	0.2% (0.0%)	58.8% (63.4%)	100.0% (100.0%)
31～300人	580 (532)	53 (52)	49 (44)	477 (436)	1 (0)	941 (1,003)	1,521 (1,535)
	38.1% (34.7%)	3.5% (3.4%)	3.2% (2.9%)	31.4% (28.4%)	0.1% (0.0%)	61.9% (65.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	33 (32)	0 (0)	2 (2)	31 (30)	0 (0)	51 (55)	84 (87)
	39.3% (36.8%)	0.0% (0.0%)	2.4% (2.3%)	36.9% (34.5%)	0.0% (0.0%)	60.7% (63.2%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21～300人」及び「21～30人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げしている。

表4－2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規模別		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
		合計	39.0% (35.3%)	61.0% (64.7%)	61.0% (63.4%)
21～300人	21～30人	41.2%	(36.6%)	58.8%	(63.4%)
	31～50人	39.0%	(36.1%)	61.0%	(63.9%)
	51～100人	39.6%	(35.5%)	60.4%	(64.5%)
	101～300人	33.4%	(29.7%)	66.6%	(70.3%)
	301～500人	32.6%	(31.3%)	67.4%	(68.8%)
	501～1,000人	50.0%	(48.3%)	50.0%	(51.7%)
	1,001人以上	40.0%	(30.0%)	60.0%	(70.0%)
	合計	39.0% (35.3%)	38.2% (34.8%)	61.0% (64.7%)	61.8% (65.2%)
産業別	農、林、漁業	46.2%	(37.7%)	46.8%	(33.3%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	50.0%	(50.0%)	66.7%	(66.7%)
	建設業	47.2%	(44.6%)	47.0%	(47.9%)
	製造業	32.6%	(29.9%)	30.1%	(28.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	40.0%	(57.1%)	50.0%	(60.0%)
	情報通信業	15.8%	(13.5%)	17.6%	(11.8%)
	運輸、郵便業	52.0%	(43.3%)	50.0%	(41.9%)
	卸売業、小売業	34.1%	(29.2%)	33.2%	(29.2%)
	金融業、保険業	14.3%	(6.7%)	16.7%	(7.1%)
	不動産業、物品販貸業	36.8%	(28.9%)	30.4%	(26.9%)
	学術研究、専門・技術サービス業	33.3%	(33.3%)	33.3%	(34.4%)
	宿泊業、飲食サービス業	44.4%	(36.1%)	47.3%	(40.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	46.2%	(42.6%)	45.9%	(46.2%)
	教育、学習支援業	33.6%	(27.0%)	34.2%	(26.8%)
	医療、福祉	40.3%	(38.6%)	40.0%	(38.3%)
	複合サービス事業	33.3%	(14.3%)	44.4%	(18.2%)
	サービス業(他に分類されないもの)	43.7%	(41.1%)	43.5%	(40.2%)
	その他	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内部の積み上げが100%とならない場合がある。

※0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。

表5 企業における定年制の状況

(社、%)

	定年制の廃止	定年制あり						65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業
		60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	87 (86)	0 (0)	1,228 (1,335)	56 (53)	703 (640)	55 (55)	80 (71)	925 (852)	2,209 (2,240)
	3.9% (3.8%)	0.0% (0.0%)	55.6% (59.6%)	2.5% (2.4%)	31.8% (28.6%)	2.5% (2.5%)	3.6% (3.2%)	41.9% (38.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	53 (52)	0 (0)	926 (992)	46 (41)	492 (453)	37 (38)	51 (46)	633 (589)	1,605 (1,622)
	3.3% (3.2%)	0.0% (0.0%)	57.7% (61.2%)	2.9% (2.5%)	30.7% (27.9%)	2.3% (2.3%)	3.2% (2.8%)	39.4% (36.3%)	100.0% (100.0%)
21～300人	87 (86)	0 (0)	1,173 (1,273)	50 (48)	682 (622)	55 (55)	78 (69)	902 (832)	2,125 (2,153)
	4.1% (4.0%)	0.0% (0.0%)	55.2% (59.1%)	2.4% (2.2%)	32.1% (28.9%)	2.6% (2.6%)	3.7% (3.2%)	42.4% (38.6%)	100.0% (100.0%)
21～30人	34 (34)	0 (0)	302 (343)	10 (12)	211 (187)	18 (17)	29 (25)	292 (263)	604 (618)
	5.6% (5.5%)	0.0% (0.0%)	50.0% (55.5%)	1.7% (1.9%)	34.9% (30.3%)	3.0% (2.8%)	4.8% (4.0%)	48.3% (42.6%)	100.0% (100.0%)
31～300人	53 (52)	0 (0)	871 (930)	40 (36)	471 (435)	37 (38)	49 (44)	610 (569)	1,521 (1,535)
	3.5% (3.4%)	0.0% (0.0%)	57.3% (60.6%)	2.6% (2.3%)	31.0% (28.3%)	2.4% (2.5%)	3.2% (2.9%)	40.1% (37.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	0 (0)	55 (62)	6 (5)	21 (18)	0 (0)	2 (2)	23 (20)	84 (87)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	65.5% (71.3%)	7.1% (5.7%)	25.0% (20.7%)	0.0% (0.0%)	2.4% (2.3%)	27.4% (23.0%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※「65歳以上定年」の企業数は、表3-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

※「報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内部の積み上げが100%とならない場合がある。

表6 経過措置適用企業における令和6年6月1日から令和7年3月31日までの基準適用年齢到達者の状況

	企業数 (社)	基準を適用できる年 齢に到達した者の総 数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で基準適用年齢到達者(64歳) がいた企業	41	136	3	2.2% (2.7%)	130	95.6% (96.3%)	3	2.2% (0.9%)
うち女性	24	37	1	2.7% (1.4%)	35	94.6% (97.3%)	1	2.7% (1.4%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※本集計は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに経過措置を適用していた企業において基準適用年齢(64歳)に到達した者について集計している。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内部の積み上げが100%とならない場合がある。

表7 都道府県別の状況

(社、%)

	報告した 全ての企業	雇用確保措置 実施済企業割合	70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合	
島根	1,401	(1,414)	99.8% (99.9%)	47.0% (44.6%)
大分	2,229	(2,259)	100.0% (100.0%)	45.7% (41.8%)
岩手	2,436	(2,482)	99.8% (100.0%)	45.0% (42.2%)
青森	2,449	(2,533)	99.8% (100.0%)	44.8% (41.2%)
鹿児島	3,022	(3,108)	99.8% (99.9%)	44.3% (39.9%)
千葉	7,046	(6,922)	100.0% (99.9%)	41.6% (38.5%)
北海道	9,403	(9,329)	99.9% (99.9%)	41.6% (38.9%)
福島	3,562	(3,599)	99.8% (99.9%)	41.4% (37.3%)
茨城	4,150	(4,258)	99.9% (99.9%)	41.3% (37.6%)
佐賀	1,682	(1,694)	99.3% (99.9%)	40.8% (39.0%)
宮城	3,793	(3,748)	99.5% (99.9%)	40.8% (38.4%)
香川	2,028	(2,081)	99.9% (100.0%)	40.6% (37.6%)
山形	2,226	(2,277)	100.0% (100.0%)	40.4% (36.2%)
栃木	3,398	(3,389)	99.9% (99.9%)	39.8% (35.2%)
秋田	1,970	(2,024)	100.0% (100.0%)	39.7% (34.9%)
三重	3,121	(3,150)	100.0% (100.0%)	39.4% (36.0%)
長野	4,107	(4,010)	99.9% (99.9%)	39.4% (36.2%)
宮崎	2,209	(2,240)	99.9% (99.9%)	39.0% (35.3%)
福井	1,877	(1,851)	99.9% (100.0%)	39.0% (34.3%)
埼玉	8,626	(8,523)	99.9% (99.9%)	38.9% (36.7%)
徳島	1,217	(1,246)	100.0% (100.0%)	38.9% (35.6%)
岐阜	4,022	(4,037)	100.0% (100.0%)	38.8% (35.9%)
岡山	3,617	(3,581)	99.9% (99.9%)	38.2% (34.2%)
奈良	1,625	(1,623)	100.0% (100.0%)	36.9% (36.9%)
愛媛	2,642	(2,653)	99.6% (99.9%)	36.8% (32.9%)
山口	2,424	(2,432)	99.9% (100.0%)	35.9% (32.2%)
群馬	4,043	(4,072)	100.0% (100.0%)	35.7% (34.0%)
愛知	14,324	(14,164)	100.0% (100.0%)	35.5% (32.6%)
福岡	9,573	(9,611)	99.9% (99.9%)	35.4% (32.5%)
滋賀	2,203	(2,205)	99.6% (99.9%)	35.0% (31.9%)
静岡	7,016	(7,113)	99.8% (99.8%)	34.9% (32.6%)
高知	1,370	(1,377)	99.5% (100.0%)	34.8% (31.5%)
熊本	3,336	(3,331)	99.4% (99.9%)	34.8% (31.0%)
鳥取	1,105	(1,124)	100.0% (99.8%)	34.7% (30.6%)
石川	2,538	(2,556)	99.8% (99.9%)	34.1% (31.7%)
和歌山	1,604	(1,644)	100.0% (99.7%)	34.1% (31.4%)
沖縄	2,938	(2,972)	99.5% (99.7%)	33.8% (29.2%)
長崎	2,566	(2,604)	99.4% (99.8%)	32.6% (28.3%)
山梨	1,552	(1,541)	99.8% (99.7%)	32.5% (30.0%)
神奈川	11,258	(11,145)	99.9% (99.9%)	32.2% (29.9%)
広島	5,370	(5,468)	99.5% (99.9%)	32.2% (29.1%)
兵庫	8,051	(7,993)	99.8% (99.8%)	31.1% (28.8%)
新潟	4,490	(4,568)	99.8% (100.0%)	31.0% (28.1%)
大阪	18,836	(18,753)	99.9% (99.9%)	30.7% (28.1%)
富山	2,434	(2,453)	100.0% (100.0%)	29.4% (26.0%)
京都	4,525	(4,530)	99.8% (99.9%)	29.4% (26.3%)
東京	42,325	(41,365)	99.9% (99.9%)	27.8% (25.2%)
全国計	237,739	(237,052)	99.9% (99.9%)	34.8% (31.9%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※「70歳までの就業確保措置実施済企業割合」の全国計は表4-1の「①70歳までの就業確保措置実施済み」に対応している。